

2014年6月4日

松山市中小企業振興円卓会議（第1回）基調講和  
和田寿博 愛媛大学教授（法文学部・地域創成研究センター）

【0】基調報告の課題

- ・松山市中小企業振興基本条例の概要把握
- ・松山市中小企業振興円卓会議への期待

【1】中小企業の景況と経営環境

【2】政府と自治体における中小企業振興

1 中小企業基本法（1999年改正）第6条「地方公共団体の責務」

2 中小企業憲章（2010年6月18日閣議決定）

（前文抜粋）「政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。」

3 中小企業振興基本条例

- ・1979年 墨田区中小企業振興基本条例
- ・1983年 港区中小企業振興基本条例
- ・1990年代 都内区で基本条例の採択が進む
- ・2000年代以降 全国の自治体で基本条例の採択が進む
- ・2012年 ふるさと愛媛の中小企業振興条例
- ・2013年 東温市中小零細企業振興基本条例
- ・2014年 松山市中小企業振興基本条例

4 基本条例を柱とする3つの定石

- ・基本条例は理念条例でありに罰則はない。市民参画によって政策づくりの柱となる。
- ・重要なのは具体化すること。「基本条例」、「円卓会議」、「実態調査」が3つの定石。

5 基本条例と住民参画 新しい公共の模索

住民参画は、情報公開、住民の意見聴取といった従来の「住民参加」にとどまらず、多様な住民意見を反映し、住民の視点を生かした政策を行うために、地域政策の計画立案、意思決定において、行政と住民との意見交換、合意形成を行うこと。（Public Involvement）

「新しい公共」の模索の一環としての「まちづくり条例」などの自治体条例が広がっている

#### 【4】松山市中小企業振興基本条例の概要

Q1. 中小企業振興基本条例とは、何ですか？

A1. 中小企業振興基本条例とは、地方自治体の中小企業の振興施策に関する理念と方針を定めたものです。地域経済の重要な担い手である中小企業の経営基盤の安定化と、誰もが働きがいを持ち安心して意欲的に働き続けられる労働環境の整備を実現することを通して、仕事と生活の調和がとれた安定した生活を営むことのできるまちづくりを目指します。

Q2. なぜ松山市はわざわざ中小企業を支援する「条例」を作るのですか？

A2. 松山市にある全企業の内97%は中小企業で、松山市の就業人口の91%は中小企業で働き、中小企業は多くの市民の雇用を担う存在です。松山市の産業の多くを支える中小企業が持続的に成長・発展しないと、地域経済が停滞し雇用も減少して市民生活の質が著しく低下してしまいます。そこで松山市は、地域社会や市民に良い中小企業を支援する「条例」を作ったのです。

Q3. 「条例」が支援する中小企業とはどんな企業ですか？

A3. 「条例」が支援すると明記しているのは次のような中小企業です。

- ①自主的な努力により経営の向上を目指す中小企業
- ②社会的な責任を自覚し、地域社会や市民生活の向上に貢献する中小企業
- ③地域の物品やサービスを積極的に利用し他の中小企業者と連携・協力しようとする意欲のある中小企業
- ④産学官連携によって新産業を創出したり、専門的技術を有する人材を育成する意欲のある中小企業
- ⑤子どもたちが正しい勤労観や職業観を持てるよう学校の職場体験活動等に協力する中小企業

つまり、「条例」が支援しようとする中小企業とは、経営に積極的な意欲を持ち、地域社会や市民生活の向上に役立つ企業です。逆に地域社会や市民生活に害をなすいわゆるブラック企業などや、他人任せ・行政頼みの中小企業は対象となりません。

Q4. 「条例」は、どんなやり方で中小企業を支援するのですか？

A4. 「条例」に基づく中小企業の振興に関する施策は、2014年度に設立される「中小企業振興円卓会議」（以下「円卓会議」）によって一から議論されます。メンバーは中小企業団体、学識経験者、市民団体、金融機関で、松山市は事務局を担当します。

「円卓会議」では、中小企業の実態調査を基に議論を進めていきます。「円卓会議」から提案された施策は、松山市の「中小企業振興計画」に位置づけられ、その実施は支援拠点である「まつやま経営交流プラザ」が担います。施策の進捗チェックも「円卓会議」が行い、確実に支援策を実施していきます。

条例先進地の例として、町工場の多い大阪府八尾市では、条例をもとに設立された「八尾市立中小企業サポートセンター」を拠点として異業種交流会や研究会が活発に活動しました。その結果、中学校の技術家庭科で使用するロボットのキットの開発や半導体基板を切断するのにバリの出ない切断法を開発するなどの成果を挙げています。

Q5. 市民にとって「条例」が出来ていいことがあるのですか？

A5. 「条例」の施行によって、市民にとって良い中小企業が増えます。そしてそれらの中小企業間の取引が活発化すると、地域外に流出していたおカネが地域内に循環し、松山市の地域経済はさらに活性化します。

また、中小企業の業績が向上すれば、社員の所得が増え、雇用も拡大していきます。これらの結果、松山市の税収も増え、市民生活に必要なインフラも整備され、より豊かで住みやすいまちづくりが進むでしょう。

しかし、このような状況を実現する為には、市民の皆さん一人一人が、中小企業振興の重要性を理解し、中小企業が提供する物品やサービスを積極的に利用すること等により、その健全な育成と発展に協力することが必要です。ご協力をよろしくお願いいたします。

Q6. 「条例」は今までの中小企業支援策と何が違うのですか？

A6. 「条例」は、中小企業を救済する為の支援策ではありません。中小企業を、地域を支え市民生活を向上させるエンジンと捉え、社会的責任を自覚し、経営に意欲のある良い中小企業を増やすことを目的にしていることが従来の中小企業施策と大きく異なります。

そして、中小企業だけではなく、行政、大企業、金融機関、学校、そして市民の一人一人に中小企業振興の推進について理解と協力を求めていることが特徴です。

## 【5】中小企業振興基本条例を柱とする取り組みの先駆的事例

### 1 基本条例によって変わる事

(1) 基本条例を柱として自治体の総合的施策が継続的に展開され、地域の個性にあった地域産業政策を構築することが可能になる（事例：墨田区、八尾市、釧路市、山口県）

(2) 基本条例を柱として中小企業経営者や産学官民などによって地域産業ビジョンがつくられる。地域の声や実態が反映した振興施策やプランが立案される（例えば、千葉県、帯広市、札幌市）。

(3) 基本条例は産学官民などの責務・役割を明確にするとともに、円卓会議などによって産学官民が参加型の政策立案と連携による地域づくりを進めることができる（事例：東温市、松山市）。

(4) 基本条例を柱とする取り組みによって、商品・サービスの再評価と開発、販路開拓、担い手の育成、支援拠点と地域産業政策の進化を期待できる（事例：千葉県官公需研究会提言、十勝帯広地域ブランド化推進研究会、八尾市中小企業支援センターなど）。

### 2 先駆的事例

#### (1) 釧路市中小企業基本条例と地域振興戦略

基本条例は、従来、当事者意識が弱かった中小企業経営者や住民が地域と向き合うきっかけになった。市民、企業、行政が当事者意識を高め、共に努力し、地域経済の活性化や衰退をとどめる方法があればそれを条文にとけ込ませ、理念条例であっても策定する価値が生まれると考えた。その基本理念の中に他の都市の条例にはない釧路市の個性が反映させられた。それが「産消協働」、つまり「域内循環」「域外貨獲得」「域内連携」である。円卓会議を設置し、専門性の高い意見交換を開催している。さらに地域を構成する諸パートの参画を促すために円卓会議ネットワークを発足させ、行政は円卓会議と円卓会議ネットワークからの提案を受け、施策に結びつけている。

#### (2) 八尾市中小企業基本条例と中小企業振興

基本条例は、1998年、大学教員の助言や墨田区に学び、産業振興会議が発足し、2001年に基本条例が策定された。基本条例策定以前に、地域経営システムという発想に基づき、行政が市民・企業・NPO・専門家と合意を形成し、まちづくりを始めた。その後、産業振興会議を拠点に意見交換、提案、実態把握、検討などが進められた。会議の運営には、情報開示、行政評価システム、PDCAサイクルなど、新しい手法が導入され、首長や職員は前向きに取り組むことになった。

2011年、中小企業サポートセンターがリニューアルされ、八尾商工会議所、八尾市産業政策課、

日本政策金融公庫東大阪支店の八尾出張所が入居する市内の商工振興のための拠点施設となり、機関の特徴を生かし、幅広くスムーズな支援を行っている。センターには研究・技術開発、製品開発、経営革新、情報化、人材確保・育成などに対応する相談窓口が設置され、京都リサーチパークの協力を得て、多彩な専門分野のコーディネーターが「現場第一」をモットーに、大学・専門機関への橋渡し、公的支援制度のご紹介や企業間連携を図りながら、課題解決に向けてサポートをしている。

## 【6】松山市中小企業振興円卓会議への期待

### 1 円卓会議の構成員への期待

- ・円卓会議の構成員は市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校、市民、その他の産学官民の諸パート。これを支える中小企業・経済団体、行政、大学。
- ・「本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与」する責務・努力・役割を自覚し、幅広い参画のもと、意見を集め、議論し、集約し、提言する。

### 2 訪問から感じた円卓会議構成員の魅力と期待

- ・松山市商工会議所：創業支援・基盤強化
- ・愛媛県中小企業団体中央会：受託・販路拡大、外国人労働者活用
- ・公益社団法人松山法人会：創業支援・基盤強化、結婚支援
- ・愛媛県中小企業家同友会：人材育成、職業体験・産学官共同
- ・公益財団法人えひめ産業振興財団：創業支援・基盤強化
- ・日本政策金融公庫：実態調査、産官連携・協力
- ・伊予銀行／愛媛銀行／愛媛信用金庫：創業支援・基盤強化、受託・販路拡大、産官連携・協力
- ・愛媛県若年者就職支援センター：人材育成、若年者就職支援
- ・NPO法人ワークライフ・コラボ：ワークライフ・バランス、女性就業支援
- ・NPO法人まちづくり支援えひめ：まちづくり
- ・愛媛大学・松山大学：産学官連携・協力

### 3 円卓会議の運営への期待

- ・円卓会議は構成員の呼びかけに答えた任意の存在だが、その主体的な活動が条例を具体化する。
- ・特に中小企業経営者、中小企業団体の言動に期待したい。
- ・松山市基本条例の実践は先行事例に比較して短期間に構築しており、堅実な運営を目指す。
- ・円卓会議は、仲良く、信頼しあい、焦らず、急がず、具体的で、実行力ある提案を目指す。
- ・アクティブ・キーティングの手法を活用し、ランチミーティング、ワークショップなど、多様かつ負担をかけず、成果の上がる運営を目指す。

### 4 円卓会議は5つの基本理念、9つの基本方針の実現を目指す

- ・特に、創業支援・基盤強化、人材育成、受託・販路拡大の3つの課題を推進したい。

### 5 松山市経営交流プラザの活用と発展への期待

以上